

## 令和6年度に実施した千葉県計画に関する事後評価について

### 1 事後評価について

医療介護総合確保促進法に基づく千葉県計画は、計画期間満了年度の翌年度まで、毎年度、事業の実施状況を把握・点検し、事後評価を実施することとされている。

### 2 事後評価の方法について

千葉県計画では、次のとおり事後評価を実施する旨を規定している。

- ◆ 本計画の目標を実現するために、計画の実施状況を点検し、必要な改善に取り組むために、目標値を設定した指標について、その数値を継続的に把握し、事後評価を実施した上で、計画を推進していく。
- ◆ 事後評価の実施にあたっては、医療・介護関係者や学識経験者で構成する「千葉県医療介護総合確保促進会議」の意見を聴取し、評価の客観性の確保に努めることとする。

### 3 事後評価の概要について

- ・ 本計画の7つの全体目標の評価指標（アウトカム）は、千葉県保健医療計画や千葉県高齢者保健福祉計画等の目標と整合を図り設定しており、令和6年度において 69% の指標が「達成」、「概ね達成」、「改善傾向」にある。
- ・ 本計画の7つの全体目標（※）の達成に向けて個別事業を実施しており、令和6年度に実施した事業のうち 72% の事業で、評価指標として設定したアウトプットについて「達成」、「概ね達成」、「一定程度達成」となった。

※千葉県計画の7つの全体目標

- ① 医療機関の役割分担の促進
- ② 地域包括ケアの推進
- ③ 医療従事者の確保・定着
- ④ 地域医療の格差解消
- ⑤ 勤務医の働き方改革の推進
- ⑥ 介護施設等の整備促進
- ⑦ 介護従事者の確保・定着

## (参考) 目標の達成状況のまとめについて

## 7 つの全体目標の評価指標の達成状況 (アウトカム)

全 体 目 標	達 成	概 ね 達 成	改 善 傾 向	未 改 善	今 後 評 価	合 计
目標①医療機関の役割分担の促進	3	0	2	1	0	6
目標②地域包括ケアの推進	3	2	3	1	1	10
目標③医療従事者の確保	4	3	3	1	3	14
目標④地域医療の格差解消	2	2	0	2	3	9
目標⑤勤務医の働き方改革の推進	0	1	0	0	0	1
目標⑥介護施設等の整備促進	2	1	3	3	0	9
目標⑦介護従事者の確保・定着	6	1	4	2	3	16
合 計	20	10	15	10	10	65
割 合	31%	15%	23%	15%	15%	100%

【達成】：目標の達成及び策定値から目標値の増加分を年数で割り返したときの数値に達成している

【概ね達成】：目標の 8 割程度達成及び策定値から目標値の増加分を年数で割り返したときの数値に 8 割程度達成している

【改善傾向】：目標に向け改善

【未改善】：目標に向け改善せず

【今後評価】：今後結果が判明した時点で評価を実施

※例) 計画策定時の指標が 10 (R 5) 、R 6 年度結果が 20 (R 6) 、目標値が 40 (R 8) の場合、計画策定値から目標値の増加分は  $40 - 10 = 30$  、計画策定から 3 年後の目標なので、毎年の増加分は  $30 \div 3 = 10$  であるところ、R 6 年度結果は計画策定から 10 増加しているので、【達成】とする

## 令和 6 年度実施事業の達成状況 (アウトプット)

全 体 目 標	達 成	概 ね 達 成	一 定 程 度 達 成	未 達 成	今 後 評 価	合 计
目標①医療機関の役割分担の促進	7	0	1	0	0	8
目標②地域包括ケアの推進	11	0	0	6	0	17
目標③医療従事者の確保	12	10	3	1	0	26
目標④地域医療の格差解消	6	4	0	1	0	11
目標⑤勤務医の働き方改革の推進	0	2	0	1	0	3
目標⑥介護施設等の整備促進	2	2	3	18	0	25
目標⑦介護従事者の確保・定着	26	7	6	12	0	51
合 計	64	25	13	39	0	141
割 合	45%	18%	9%	28%	0%	100%

【達成】：目標を達成

【概ね達成】：目標の 8 割程度達成

【一定程度達成】：目標の 5 割程度達成

【未達成】：達成できず（一定程度達成よりも低い達成状況）

【今後評価】：今後結果が判明した時点で評価を実施